

薬生食輸発0203第2号
令和5年2月3日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産オオバコエンドロのピリダベン、フィリピン産バナナのデルタメトリン及び
トラロメトリン並びにベトナム産バナナのジメトモルフ及び養殖えびのドキシサイク
リン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年
1月27日付け薬生食輸発0127第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、タイ産オオバコエンドロのピリダベンについ
てモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、フィリピン産バナナのデルタ
メトリン及びトラロメトリン及びベトナム産バナナのジメトモルフについてモニタリ
ング通知の別表第3から削除する。

また、ベトナム産養殖えびのドキシサイクリンについて、検査命令の対象としたこと
から、モニタリング通知の別表第2に及び別表第3から削除することとしたので、御了
知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。